2025年2月吉日

協力会社　各位

〒556-0014

大阪市浪速区大国2-1-19

中林建設株式会社　総務部管理課

TEL：06-6647-7583

**発注契約電子化のご案内**

拝啓　時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社では「業務効率化とペーパーレス化、電子帳簿保存法への対応」の取り組みとして、紙の発注書・発注請書のやりとりの電子化運用を開始いたします。

発注書の受領及び請書の発送についての方法が変更となりますので、電子化を希望される協力会社様は、以下の通りご確認とお手続きをお願いいたします。全てのお手続きが完了次第、随時電子化に切り替えさせていただきます。電子化により契約に必要な印紙も不要となりますので、ぜひご検討ください。

なお、紙の発注書・発注請書のやりとりを希望される協力会社様は、従来通り対応させていただきます。

敬具

1. **電磁的措置に関する合意書締結について**

発注書及び発注請書を電子化するにあたり、建設業法第19条3項に基づく承諾が必要となります。案内下部にございます**『電磁的措置に関する合意書』第1条の「株式会社○○○○」の箇所に貴社**

**名をご入力**いただき、**2部両面印刷**し記名捺印の上、弊社総務部管理課へご郵送ください。

1. **決裁アカウント用メールアドレスについて**

電子契約システムを利用していただくにあたり、**決裁用メールアドレスのご提出**をお願いいたします。ご提出いただきました**決裁用メールアドレスは発注請書の決裁権限が付与**されます。選定及び管理には十分ご注意ください。

【決裁用メールアドレスの提出方法】

・メールタイトルに「電子契約希望」、メール本文に「貴社名」「決裁ご担当者職氏名」「電話番号」を入力し、総務部管理課（kanri@nakabayashi.asia）へメール送信してください。



1. **電子契約システム「Digital Billder発注」のご案内**

電子契約システムは、燈株式会社が提供する「Digital Billder発注」を使用します。決裁用メールアドレスへユーザー登録に必要なURLをお送りしますので、速やかに登録していただきますようお願いいたします。

「Digital Billder」URL　：　https://www.lp.digitalbillder.com/

※電磁的措置に関する合意書を弊社で受領した後、電子契約システム「Digital Billder発注」の

ご案内をいたします。

1. **発注書電子化に関するお問合せ先**

中林建設株式会社　総務部管理課

E-mail ： kanri@nakabayashi.asia

TEL ： 06-6647-7583

以上

電磁的措置に関する合意書

第1条　中林建設株式会社（以下「甲」という。）と株式会社○○○○（以下「乙」という。）は、建設工事の請負契約の締結に際し、甲乙間で取り交わす注文書及び注文請書（以下「契約書」という。）について、建設業法第19条第1項および第2項の規定による書面による手続に代えて、建設業法施工規則で定める情報通信の技術を利用した措置（以下「電磁的措置」という。）を講じることにより契約することを各々承諾した。

2．契約書の締結は、燈株式会社が提供するDigital Billder発注（以下「本サービス」）という。）

を利用して行う。

第2条　本サービスにおける電磁的措置の種類及び内容は下記のとおりとし、甲及び乙はこれに同意するものとする。

1．建設業法施行規則第１３条の５第１号に掲げる事項

建設業法施行規則第１３条の４第１項第１号ロに掲げる措置（電子データを本サービスにアップロ

ードしてインターネット回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方の使用に係るコンピュータに備

えられたファイルに記録する措置）

2．建設業法施行規則第１３条の５第２号に掲げる事項

次のイ乃至ニに掲げるものは当該イ乃至ニに定めるものとする。

イ　電子データの形式　PDF形式

ロ　電子データに電子署名を添付する形式　公開鍵暗号方式

ハ　電子データに電子的な証明を添付する形式　公開鍵方式

二　電子署名と電子的な証明書を添付した電子データをどのような方法でどこに記録するかの方法

本サービスから個別契約データを自ら使用するコンピュータにダウンロードする方式

3．前二項において引用される法令に改正（法令名の変更や旧法令を継承する新法令の制定を含む。）があった場合には、前項において引用される法令の各条項及び用語は、当該改正後においてこれらの法令の各条項及び用語を実質的に継承する法令の各条項及び用語に読み替えられるものとする。

第3条　甲は、電磁的措置の良好な運用方法を維持するため、必要と認める場合には、本合意書を変更することができる｡当該変更をする場合は、甲は乙に事前にその旨を通知し、通知日から7日以内に、乙から何らの意思表示がなされないとき、当該期間の満了日をもって承諾の意思表示がなされたものとみなす｡

第4条　甲及び乙の一方から、電磁的措置を講じることについての承諾を撤回する旨の申し出があった場合は、契約書の締結は、電磁的措置を講じることに代えて、書面を交付する手続によるものとする。

第5条　本サービスにおける電子署名は、甲又は乙に所属し、甲又は乙に権限を委任された者が行い、当該者の行った電子署名による意思表示の効果は、その者の帰属する甲又は乙に帰属する。

2． 甲及び乙は、電子署名者が代理権限を失った場合は、その旨を相手方に直ちに通知しなければな

らない。権限喪失の通知が相手方に到達するまでの間に当該電子署名者によってなされた意思表示

は、電子署名者の無権限を理由に当該意思表示の無効を相手方に主張することはできない。

第6条　甲は乙の指定するメールアドレス宛に契約書を送付し、乙はメールアドレス及びパスワードを入力しアカウントを作成することで契約書を受領することができる。乙は当該契約の内容を確認し承認をした場合、契約が完了する。なお、甲及び乙の契約書の送信時に、公開鍵暗号方式による電子署名及びタイムスタンプが付されることとなる。

第7条　第1条による契約は甲及び乙にとり業務遂行上重要な情報であり、その機密性を保護すべきとの観点から、甲及び乙は、当該契約の第三者への開示については、次の各号記載の場合に限る等の制限基準を設け、十分な管理を行なわなければならない｡

1．施工体制台帳に当該契約の写しを添付する必要がある場合

2．建設業者の経営に関する事項の審査を受けるに当たり当該契約の写しを添付する必要がある場合

3．その他法令に基づき開示を求められた場合または相手方の了解を得られた場合

第8条　本サービスの費用は、乙には発生しない。但し、今後の社会情勢の変化等により、あらためて甲乙協議のうえ決定した場合はその決定に従うものとする。

第9条　本合意書にいう電磁的措置を講じる方法の実施期日の始期は、本合意書を締結したときとする。

年　　　月　　　日

甲）　　大阪市浪速区大国二丁目1番19号

　中林建設株式会社

代表取締役社長　中林　浩之

乙）